

八幡浜市環境基本計画

【概要版】



平成 26 年 3 月

八幡浜市

環境基本計画とは？

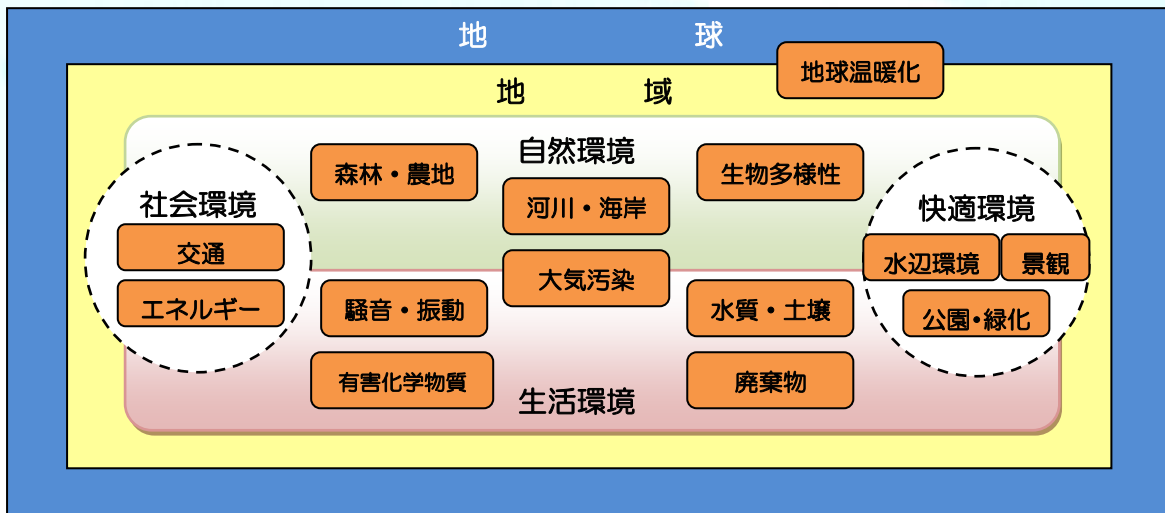
計画の目的

八幡浜市の望ましい環境像を明らかにし、良好な環境の確保に向けて市の施策を積極的に推進していく計画です。八幡浜市が行うさまざまな施策を“環境負荷を低減し、持続可能な社会を築く”という視点から体系化し、市民、事業者、行政などの各主体の役割を明確にすることで、協働の視点に立ち、良好な環境の保全および創造を進めるためのものです。

計画の対象環境分野

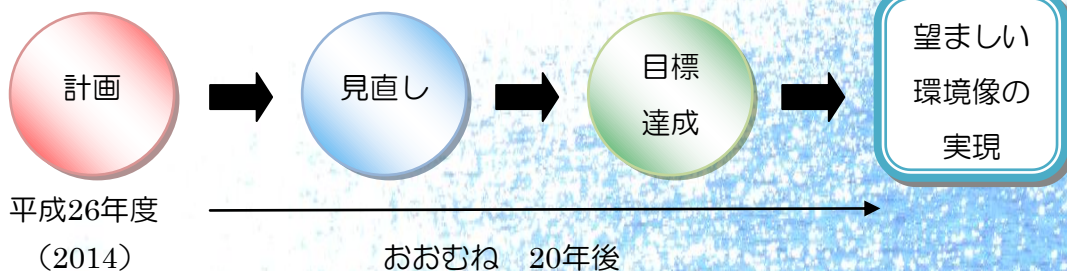
さまざまな環境要素の範囲を明確に区分することが困難となった現在では、それぞれの環境要素の境界が重なり合っています。

日常から地球規模の環境まで幅広くとらえ、市の環境特性を生かし「八幡浜らしさ」を反映させるとともに、必要な分野については近隣市町も含めた広域的視点に立って考える必要があります。



計画の期間

計画の期間は、平成26年度（2014）からおおむね20年間とします。また、新たに発生するさまざまな課題への取り組みを進めるためには、定期的（おおよそ5年毎）に計画を見直し、起こりうる課題の解決に柔軟に対応することが必要です。



望ましい環境像



自然と共生するまち 八幡浜

環境基本計画でめざすべき「自然と共生するまち」とは、自然環境、経済環境、社会環境などが複雑に関わっている私たちの生活において、豊かな自然、安心・安全な暮らし、健やかな暮らし、相互に支え合う暮らしなどを将来の世代にわたって持続していくまちです。

そのためには、あらゆる場面において環境への配慮がされ、各主体の連携と協働により、複雑化・多様化している環境問題に積極的に取り組む必要があります。

基本方針

「自然と共生するまち 八幡浜」を実現するため、環境分野ごとにめざす方針として次の項目を基本方針と位置付け、各種施策や取り組みを推進します。

脱温暖化をめざすまち

公害のないまち

自然を守るまち

資源が循環するまち

自然に触れるまち

参加と協働によるまち

基本方針の体系と取り組み

脱温暖化をめざすまち

地球温暖化は、その原因である温室効果ガスが電気などのエネルギーや自動車の燃料などの利用により排出され、私たちの生活に密接に関わっていることに特徴があります。

自らの行動が地球環境にさまざまな影響を与えていることを十分認識し、私たち一人一人ができる身近な活動から事業者や行政との協働での取り組みまで幅広く推進していきます。

① 協働で築く脱温暖化をめざすまち

- ・省エネルギーの推進
- ・新エネルギーの活用
- ・温暖化対策に取り組む人づくり

② 人と環境にやさしいまち

- ・環境にやさしい交通
- ・歩いて暮らせるまちづくり

各主体の主な取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭、地域でできる省エネを実践 ●環境家計簿をつける 	<ul style="list-style-type: none"> ●エコドライブの実践 ●ノーマイカーデーの実践
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所でできる省エネを実践 ●環境マネジメントシステムの認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ型の事業機器の使用 ●エコ自動車の導入
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●温暖化対策実行計画の推進 ●地域省エネルギービジョンの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●じゃこ天国油田化プロジェクトの促進と取り組み支援

自然を守るまち

八幡浜市には「豊かな自然」があります。私たちは、豊かな自然からさまざまな恵みを受けて生活していますが、生活スタイルの変化によってこの豊かな自然が変化しつつあります。

自然の仕組みや自然に対して起きていることを知り、地域固有の生物が生育・生息する場所の保全などにより、自然と人とが共生する自然環境と生物多様性が保全されたまちをめざします。

③ 健全で豊かな森林づくり

- ・機能に応じた森林づくり
- ・健全で豊かな森林づくり

⑤ 親しみのある水辺の保全

- ・河川環境の保全
- ・海環境の保全、再生

④ 私たちの財産である農地の保全

- ・農地の保全
- ・環境保全型農業の推進

⑥ 多様な生物が息づくまち

- ・動植物の保護
- ・生物の生態調査、環境学習の推進
- ・被害を及ぼす生物の管理、防除

各主体の主な取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な動植物を大切にする ●河川の清掃美化活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林の役割について理解を深める ●農業や化学肥料の適正利用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の自然環境に配慮した事業活動を行う ●環境保全型農業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●バイオマス燃料の活用 ●農業や化学肥料の適正利用
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●海浜、河川の環境保全を推進 ●不法投棄防止の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●生息、生育環境の環境保全に努める ●多自然な川づくりなどの整備を推進

自然に触れるまち

自然と人との共生を実現し、緑にあふれ潤いのある豊かな生活環境を実現するためには、私たちが水辺や緑といった自然環境と親しみ、自然への理解を深めることが重要です。

水は緑を育て、緑は水を貯え、安全で快適なまちの実現になくてはならない財産と言えるものです。「自然と共生するまち」の実現に努め、良好な環境づくりに取り組みます。

⑦ 水と緑の空間づくり

- ・緑のまちづくり
- ・やすらぎの空間づくり

⑧ 魅力的な景観づくり

- ・地域特性を生かした景観づくり
- ・市民とともに進める景観づくり

各主体の主な取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●身近にある緑を育てる ●海浜、河川の清掃美化活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●緑を守る美化活動に参加 ●景観づくりへの意識向上
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●公園など水と緑の拠点づくりに協力 ●開発行為については、緑の確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな生態系を保つ水辺の保護に努める ●地域の景観づくりに協力
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な自然環境の保全を推進 ●環境美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の普及活動 ●水と緑の交流拠点の整備を推進

公害のないまち

私たちの生活に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭などの環境問題については、関係法令に基づき、環境基準に適合するよう、しっかりとした取り組みが必要です。

きれいな水やおいしい水を守るために、まずはしっかりと現状を把握することが必要であり、私たちの暮らしにやさしい生活環境の向上をめざし、環境負荷の低減を推進します。

⑨ 生活環境の保全

- ・大気環境保全対策
- ・水質環境保全対策
- ・振動、騒音、悪臭対策
- ・土壌、地下水汚染対策
- ・有害化学物質対策

各主体の主な取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみを放置しない ●野焼きをしない 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭における排水処理対策を徹底 ●生活騒音などの発生抑制
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●法規制に基づく排水基準を遵守 ●自動車の適切な整備、点検 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動における防音対策を推進 ●有害化学物質の管理徹底
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●汚染状況調査結果の公表 ●生活騒音に対する指導、啓発を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道整備の促進 ●継続的な水質調査

資源が循環するまち

環境の課題として大きいものの一つにごみ問題があります。

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活スタイルを見直し、リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の3Rを推進し、環境にやさしい資源が循環する循環型社会への転換を推進します。

⑩ 資源循環の推進

- ・3R 推進の仕組みづくり
- ・Reduce（リデュース）の推進
- ・Reuse（リユース）の推進
- ・Recycle（リサイクル）の推進

⑪ 廃棄物の適正処理の推進

- ・ごみ処理体制の整備
- ・不法投棄対策の充実

各主体の主な取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ分別の徹底 ●マイバッグを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ●資源回収に協力 ●環境美化推進員の活動協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の発生抑制、減量化、資源化に努める ●従業員のゴミ排出に関する理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ分別の徹底 ●不法投棄をしない事業体制の構築
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●3Rの普及啓発 ●適正なゴミ出し、分別の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ処理の仕組み、経費、将来の見通しについて情報を公開

参加と協働のまち

八幡浜市の環境をより良い方向へ導くために、これからの八幡浜市を担う子どもたちの環境学習はもちろんですが、子どもだけでなく世代を越えて環境学習へ参加し、さらには、地域内での市民間の連携や市民・事業者・行政の連携や協働が推進されることで、すべての市民が自らの暮らしの中で環境について考え、環境保全活動が行われていくことが重要です。

⑫ 地域づくり

- ・持続可能な社会の主役づくり
- ・活動支援機能の充実

⑬ 協働の仕組みづくり

- ・各主体の参加、協働の仕組みづくり

各主体の主な取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の環境保全活動、環境美化活動に参加 ●自ら率先して行動する 	<ul style="list-style-type: none"> ●まちをきれいにする条例の遵守 ●家庭で環境問題について話をする
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に関する活動や取り組みを公表 ●環境マネジメントシステムの認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境情報を収集し、環境についての知識を身につける
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●活動団体への支援 ●先進的な環境改善活動に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境マイスター制度の推進 ●各主体が環境問題を協議できる場の提供

重点プロジェクト

「自然と共生するまち 八幡浜」を実現するために、重点的に推進する施策・事業を明らかにし、八幡浜らしさを発揮する取り組みを重点プロジェクトに位置付けます。

脱温暖化をめざす【総合性】

●温室効果ガス排出抑制の推進

「八幡浜市地域省エネルギービジョン」「八幡浜市地球温暖化対策実行計画」による温室効果ガス排出抑制の取り組みを推進します。

●再生可能エネルギーの活用

公共施設への太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や、廃食用油の再利用などによるバイオマスエネルギーの利活用などを推進します。

●環境にやさしい交通

「エコドライブの実践」、「徒歩、自転車の利用」などを推進します。

●循環型社会の構築

3Rや、ごみ分別の意識啓発などを推進します。

廃食用油の再利用による
バイオディーゼル燃料
で走るゴーカート



自然と共生する【地域性（八幡浜らしさ）】

●水環境の保全

生態系豊かな河川環境の回復（多自然の川づくり）や、海浜、河川の環境美化活動などを推進します。

●緑環境の保全

身近な緑の保全を進め、緑を守る地域の美化活動などを推進します。

●水と緑のやすらぎの空間

公園や緑地などの水と緑に触れる空間を整備し、その活用を推進します。

海岸漂着ごみの
清掃活動



参加と協働【主体性】

●環境学習の推進

市民が気軽に参加できる環境イベントなどの開催を推進します。

●環境ネットワークの充実

地域環境に関するリーダーとなる環境マイスター制度や、地域における環境美化活動などを推進します。

●事業者の環境保全活動の促進

事業者の環境保全のための活動促進。（環境マネジメントシステム導入など）

●環境学習の拠点整備

環境保全活動を行っている市民、事業者、団体と協力し環境学習の情報発信や実践活動の地域拠点となる場の整備などを進めます。

環境学習会の様子

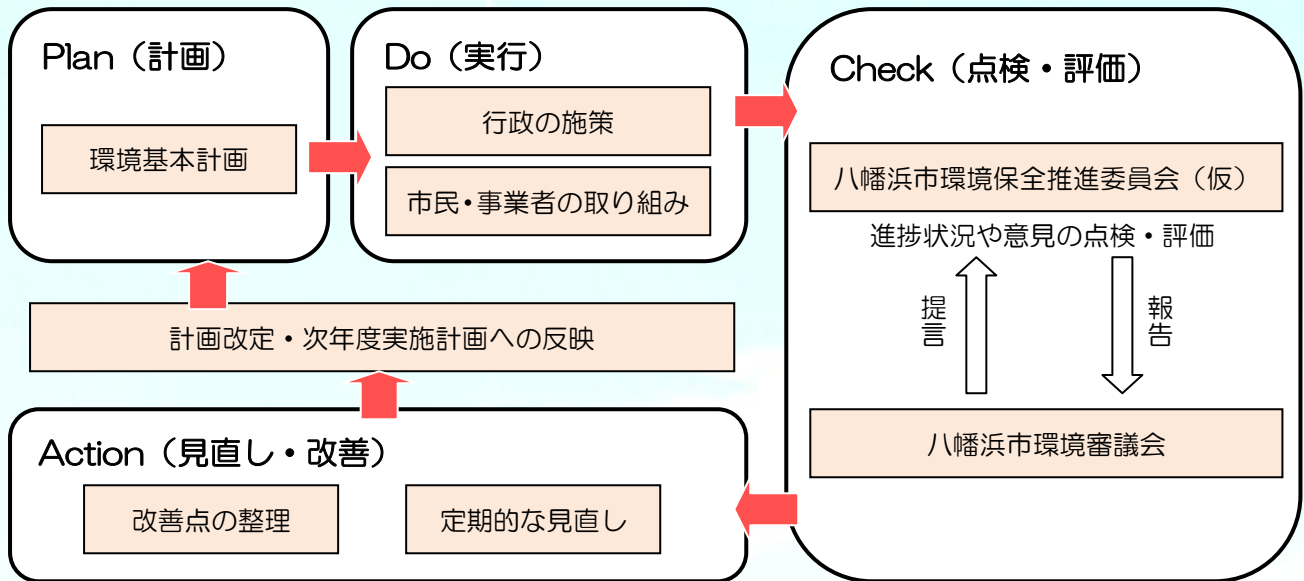


計画の推進

計画の進行管理

環境基本計画に示された施策を着実に推進していくため、市・市民・事業者・市民団体などの協働による計画の適正かつ効率的な進行管理を行います。

基本的な流れは、**PDCA サイクル**「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「点検・評価(Check)」、「見直し・改善(Action)」にしたがって継続的な改善と推進を図ります。



●八幡浜市環境保全推進委員会（仮）

行政の関係各部署の施策を横断的につなぐ組織としての役割を担い、各部署で実施する施策事業が、環境基本計画で示す施策に沿っているか調整するとともに、点検・評価および見直しを行うなど、環境基本計画の推進管理を図ります。

●八幡浜市環境審議会

八幡浜市環境審議会は、学識経験者などにより構成され、環境の保全および創造に関する基本的事項について調査審議するために設置されるものです。

施策事業の結果を踏まえた環境基本計画の策定や変更、環境基本計画の進捗状況に対する提言を市に対して行います。

八幡浜市環境基本計画（概要版）平成 26 年 3 月

八幡浜市 市民福祉部 生活環境課

〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号

TEL (0894) 22-3111 FAX (0894) 22-5990

<http://www.city.yawatahama.ehime.jp>